② 特別警報発表時の対応

- ★「特別警報」とは、数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合に発表。
- ★本校の場合は「大雨」「暴風」「緊急地震速報(震度6弱以上)」が関係すると思われる。

(1) 児童登校前に発表された場合

- ○登校させない
- ○特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を 安全に登校させうると判断できるまでは登校させない。

(2) 登校後に名古屋気象台から特別警報が発表された場合

- ○即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童 の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行う。⇒ (<u>本校の場合は学校留め置き</u>)
- ○特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を 安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。
- ○児童を安全に下校させうると判断できた場合は、全員引き渡しをする。

I 児童の安全確保

- ① 「発表時」、「解除時」はただちに保護者へメール配信し、学校の対応を知らせる。
- ② 解除後、授業開始するか中止するかの判断基準
 - ★校区内の道路が冠水(破損)などしておらず、通学路が確保できるかどうか。
 - ★幹線道路の信号が機能しているかどうか。
 - ★校区内の川、池が氾濫、もしくは増水して危険があるかどうか。
 - ★山の土砂崩れがないかどうか。
 - 以上の項目を職員で確認する.

岩田小として、「岩田小の校区全部」を確認する。

上記の4項目について、すべての安全が確認できるまでは、授業は再開しない。

③ 登校後に発表された場合、上記の4項目の安全が確認できるまでは、「学校留め置き」とする。

Ⅱ 職員の非常配備体制

- ① 教職員の組織については、「地震防災規定」の「地震防災隊 編成表」に準ずる。
- ② 避難所になった場合の役割も「地震防災規定」の「地震防災隊 編成表」に準ずる。
- ③ 発表時・発表中の職員の動きは、地震の場合は「地震防災規定」に準ずる。暴風・大雨の場合は、外への避難はせず、校舎内で児童の安全を確保する。
- ④ 「特別警報」解除後は、各学年、「児童管理」と「(分担場所の) 安全の確認」に分かれ、上記の 4 項目の安全の確認をする。

Ⅲ 地域・家庭・関係機関との連携

- 「特別警報」発表時の学校の対応について、文書で通知する。
- ② 学校と外部との連携と連絡方法については、「地震防災規定」に準ずる。